

議案第 8 2 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 1 2 月 4 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び退職手当（これらに相当する報酬を含む。）並びに期末手当とする。

2 第3条、第5条の2、第6条、第8条から第11条まで、第12条、第15条及び第16条の2本文の規定は、それぞれ管理者が定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第5条の2中「給料、扶養手当及び管理職手当の合計額」とあるのは「給料（これに相当する報酬を含む。）の額」と、第15条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と読み替えるものとする。

3 退職手当（これに相当する報酬を含む。）については、管理者が定めるところにより支給する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（臨時的任用職員の給与）

第18条 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の給与の種類及び基準については、第2条から第16条の2までの規定にかかわらず、これらの条に定める給与の種類及び基準に準じて管理者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。